

フィルムコミッション運営支援業務委託仕様書

1. 目的

メディアとの連携を図り、市内での映画やテレビドラマ、CM等のロケーション（以下「ロケ」という。）撮影を支援するとともに、活用されたロケ情報や撮影シーンの映像を公開する等、効果的に情報発信することで、シビックプライドの醸成につなげ、市内周遊を促進し、地域の賑わい創出につなげることを目的とする。

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月19日まで

3. 業務内容

(1) ロケ撮影の相談支援

<支援期間：令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）まで>

受注者は、佐渡市へ問い合わせのあったロケ撮影について、映像制作者に対し、佐渡市のPRとなることを条件に、以下のとおりロケ撮影の相談支援をすること。ただし、佐渡市ではなく、受注者に直接問い合わせがあった事項については委託業務外とする。

また、映像制作者や佐渡市、施設管理者等との調整に向けた体制を構築し、撮影内容や公開後の活用可能性が高い作品、または、撮影時に佐渡市民へ著しく負担が生じる可能性が高い撮影については、ロケの立ち会いを行うこと。

- ① ロケ地の情報に関する相談、撮影調整・交渉
（想定件数：20件、1月あたりの想定所要日数：12日）
- ② ロケ地の現場立合い
（想定件数：10件、1月あたりの想定所要日数：3日）

(2) 独自性のある業務

上記業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

4. 業務実施上の条件

(1) 相談内容の報告

映像制作者と協議の結果、ロケスポットやロケスケジュールなど支援内容の進捗を逐一、佐渡市へ情報共有すること。

(2) 撮影支援内容の報告

ロケ撮影終了後に、リリース日や作品の内容などに加え、来島したスタッフ人数や滞在期間、島内消費額などの直接的な効果額を算出するために必要な情報を佐渡市へ報告すること。

5. 実績報告・調査等

委託者は、最終報告書を受領後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

6. 委託金額の減額

委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

7. その他

- (1) 受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (5) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (6) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (7) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (8) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、両者が協議して内容を決定するものとする。